

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二十四日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

<p>路 線 名</p>	<p>勅使河原本庄線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡上里町大字勅使河原字北勝場 一七〇五番一地从先から同郡同町大字 金久保一三五八番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年十一月二十四日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十一年二月六日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第十二号で告示した 道路予定区域の一部供用開 始である。延長一六八〇・九 メートル</p>